

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐は、択伐による。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
  - 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第579号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年10月17日

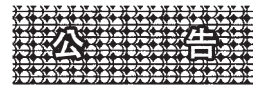
長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
木曾郡南木曾町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
南木曾町(次の図に示す部分に限る。)
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
  - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年10月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日  
平成28年10月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人さわやか灵芝普及協会
- 3 代表者の氏名  
加藤 祐子
- 4 主たる事務所の所在地  
中野市大字金井789番地20
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民を対象として、中野市産の高品質灵芝を使用した商品の品質認定、高品質国産灵芝に関する情報提供、普及啓発活動などを行い、もって健康を求める人々の食の安全と健康を守るとともに、中野市の産業の振興及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年10月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日  
平成28年10月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人長野県PS・ふくしネットセンターやさしなの
- 3 代表者の氏名  
原田 美登
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市篠ノ井会351番地35
- 5 定款に記載された目的  
(変更前)  
この法人は、長野県民に対し、少子高齢化の進行や経済的格差の増大によって、社会の歪みの中で困っている生活困窮者・就労困難者を支援する事業を行い、都市と農村の均衡のとれた経済振興と地域における助け合いの推進による社会福祉の発展に寄与することを目的とする。  
(変更後)

この法人は、長野県民に対し、少子高齢化の進行や経済的格差の増大によって、社会の歪みの中で困っている生活困窮者・就労困難者を支援する事業を行い、都市と農村の均衡のとれた経済振興と地域における助け合いの推進による社会福祉の発展に寄与することを目的とする。また、グローバル化にともなう国際的見地に立ち、外国人への教育や職業能力の開発、雇用の機会の充実を支援するとともに、文化・スポーツの交流事業を発展させるために支援することを目的とする。

県民協働課

## 公告

長野県社会福祉総合センターの管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成28年10月17日

長野県知事 阿部 守一

### 1 施設の概要等

#### (1) 名称

長野県社会福祉総合センター

#### (2) 所在地

長野市若里7丁目1番7号

#### (3) 設置目的

県民の福祉向上と生活文化の振興に資するための場を提供するとともに、県民生活に関する各種の相談に応じることにより、社会福祉の増進に寄与する。

#### (4) 施設の概要

##### ア 施設の概要

講堂、研修室、第1～第3会議室、談話室、音楽室

##### イ 敷地面積

5,199.84㎡

##### ウ 建物の構造及び延べ床面積

鉄筋コンクリート地上6階・地下1階

延べ床面積 8,716.08㎡

### 2 指定期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間

### 3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、長野県社会福祉総合センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び長野県社会福祉総合センター管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）。

#### (1) 施設及び備品の維持管理に関する業務

#### (2) 長野県社会福祉総合センターの利用の許可に関する業務

#### (3) 長野県社会福祉総合センターの利用に係る料金に関する業務

#### (4) (1)から(3)までに掲げる業務に附帯する業務

### 4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

(1) 法人その他の団体であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。

(3) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）及び長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。

(5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。

(7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

### 5 説明会の開催

応募しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

(1) 日時 平成28年11月7日（月） 午後1時30分から3時まで

(2) 場所 長野県社会福祉総合センター

(3) その他

説明会参加希望者は、平成28年11月4日（金）午後5時までに長野県健康福祉部地域福祉課（FAX 026-235-7172 募集要項第8を参照）に申し込んでください。

### 6 応募の手続

#### (1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、上記5の説明会において交付するほか、長野県健康福祉部地域福祉課（郵便番号 380-8570（県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、長野県公式ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/chiiki-fukushi/kenko/fukushi/fukushi/kanrisha/bos-hu.html>）からダウンロードできます。

#### (2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県健康福祉部地域福祉課へ提出してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

- ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- エ 役員の名簿及び履歴書
- オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- カ 申請者が4に該当する旨の誓約書
- キ その他募集要項に定める書類

(3) 受付期間

平成28年10月17日(月)から12月5日(月)まで(郵送による応募は、平成28年12月5日(月)までに必着のものに限り受け付けます。)

7 指定管理者の指定の手続き

指定管理者は、応募者の中から長野県健康福祉部指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。なお、候補者への申請が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者を予め絞る場合があります。

8 その他

- (1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。
- (2) この募集について不明な事項は、長野県健康福祉部地域福祉課(電話 026-235-7114)に問い合わせてください。
- (3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

地域福祉課

公告

県営日原地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成28年10月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類  
県営日原地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成28年10月18日から11月15日まで
- 3 縦覧の場所  
長野市役所

農地整備課

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成26年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該農用地利用配分計画を縦覧に供します。

なお、利害関係人は、当該農用地利用配分計画について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年10月17日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
有限会社アグリカルチャー	小県郡長和町古町994-5	上田市東内字下川原352ほか3筆
農事組合法人ゆいにしはる	伊那市西春近5146-6	伊那市西春近7107
農事組合法人たつの営農	上伊那郡辰野町大字樋口2197-1	上伊那郡辰野町大字横川字一ノ瀬3271ほか48筆
吉川正志	飯田市下久堅下虎岩493	飯田市下久堅下虎岩547
株式会社フレック丸西	飯田市松尾清水8100-1	飯田市上郷飯沼567
株式会社丸中中根園	飯田市鼎中平2885-1	飯田市川路1059-1ほか6筆
株式会社やまやす中島農園	飯田市上郷黒田2152	下伊那郡高森町下市田3767-1

株式会社塩原農場	松本市大字神林642	松本市大字神林字鎖川添1449-2ほか18筆
特定非営利活動法人おみごと	東筑摩郡麻績村日6305	東筑摩郡麻績村日字そ祢田5701ほか5筆
薄井宝永	北安曇郡池田町会染10424	北安曇郡松川村字東川原5711-64
有限会社蕎麦の國	長野市戸隠2652	長野市戸隠豊岡字原山7325-1ほか21筆
農事組合法人富士里ファーム	上水内郡信濃町大字大井2224	上水内郡信濃町大字大井字稲附775-3ほか21筆
株式会社落影農場	上水内郡信濃町大字穂波1222-1	上水内郡信濃町大字穂波字穂波1173ほか10筆

## 2 申請年月日

平成28年10月3日

## 3 縦覧場所

長野県農政課農村振興課

## 4 縦覧期間

平成28年10月17日から平成28年10月30日まで

農村振興課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成28年10月17日

長野県知事 阿部 守一

## 1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画地区計画 両島地区地区計画

## 2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び松本市役所

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成28年10月17日

長野県知事 阿部 守一

## 1 都市計画の種類

松本都市計画用途地域

## 2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び松本市役所

都市・まちづくり課

## 公告

長野県中野土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成28年10月17日

長野県北信地方事務所長 高田 真由美

## 理事

## 新任

氏名 住所

竹内 宣男	中野市大字一本木179番地
小林 壮吉	中野市大字吉田829番地1
塩崎 隆文	中野市大字新井682番地
田中 功	中野市大字若宮45番地2
清水 謙二	中野市大字金井19番地
田中 茂	中野市大字竹原737番地
浦野 正和	中野市大字竹原311番地1
塚田 繁泰	中野市大字笠原229番地5
海谷 栄治	中野市大字間長瀬33番地
宮川 喜三	中野市大字田麦11番地
風間 伸一	中野市大字深沢396番地
荻原 雅美	中野市大字越1025番地
江口 典章	中野市大字赤岩592番地
町田 利勝	中野市大字柳沢599番地1
堀米 義徳	中野市大字柳沢654番地
青木 正美	中野市大字田上1111番地

## 重任

氏名 住所

宮澤 整	中野市大字田上630番地
中村 幸次郎	中野市大字中野2306番地
春原 袈裟好	中野市大字吉田501番地1
中嶋 茂彦	中野市大字赤岩554番地
池田 茂	中野市中央一丁目7番6号

## 退任

氏名	住所
小澤 透	中野市大字竹原1394番地
山岸 一郎	中野市大字田上990番地 2
池田 利徳	中野市大字笠原276番地
徳武 秀久	中野市大字若宮623番地
小田切 勝利	中野市大字間長瀬489番地 4
池田 栄一	中野市大字越717番地
岩下 岳司	中野市大字田麦58番地
小林 敏	中野市大字柳沢1042番地
篠原 一人	中野市大字新井588番地 3
阿部 光則	中野市大字竹原63番地
豊田 洋輔	中野市大字柳沢575番地
湯本 治人	中野市大字金井517番地
竹内 勇	中野市大字吉田386番地
徳永 通典	中野市大字深沢48番地
土屋 俊明	中野市大字一本木105番地
浦野 靖	中野市大字赤岩1288番地

## 監事

## 新任

氏名	住所
土屋 俊明	中野市大字一本木105番地
山田 貞文	中野市大字笠原504番地
上原 悦男	中野市大字深沢461番地
小林 幹生	中野市大字田上992番地 1

## 退任

氏名	住所
滝沢 実	中野市大字柳沢1406番地 1
原 伸一	中野市大字吉田427番地 1
竹前 繁文	中野市大字赤岩1724番地
田中 潔	中野市大字竹原745番地

農地整備課

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める  
政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

東北信運転免許課

## 公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成28年10月17日

長野県警察本部交通部運転免許本部

東北信運転免許課長 菅 沢 國 彦

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
運転者管理システム改修業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
(1) 名 称 長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課  
(2) 所在地 長野市川中島町原704-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年9月26日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
(1) 名 称 日本電気株式会社長野支店  
(2) 所在地 長野市上千歳町1137-23
- 5 随意契約に係る契約金額  
36,720,000円